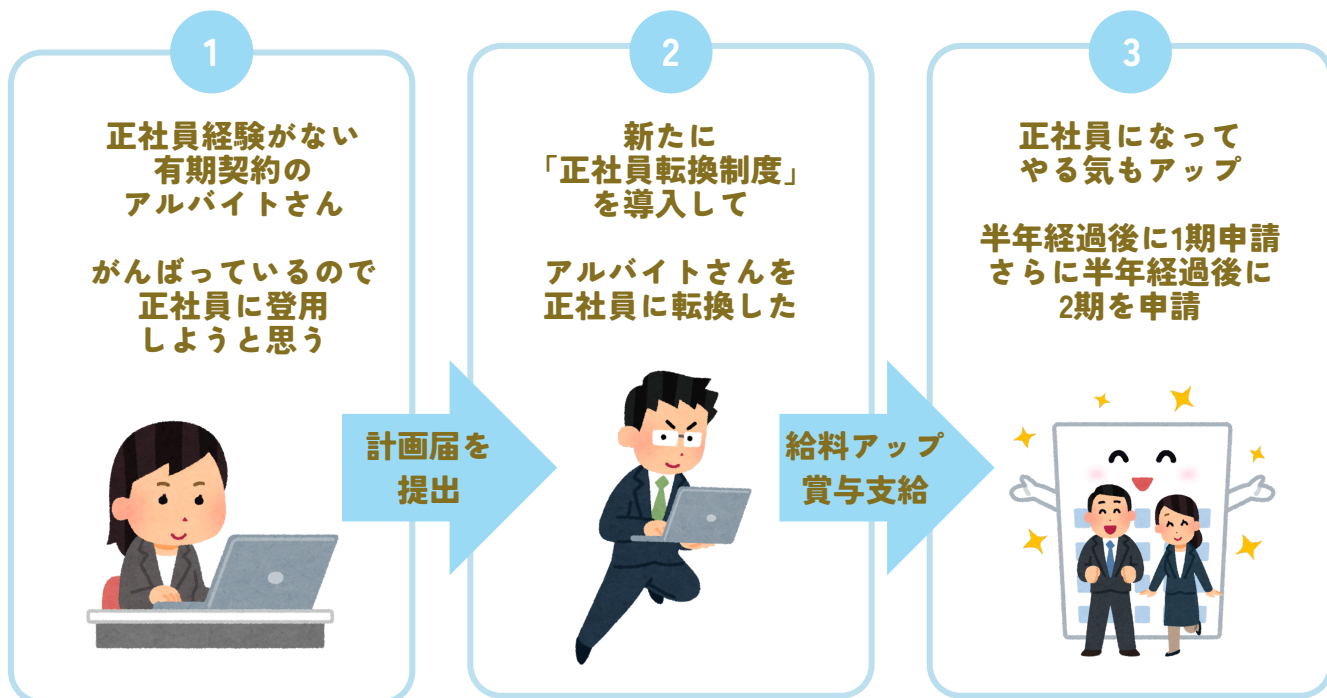


キャリアアップ助成金 正社員化コース



キャリアアップ助成金 正社員化コースで **100万円** 受給
【内訳】

第1期：40万円

第2期：40万円

正社員転換制度新規導入加算：20万円

重点支援対象者で
有期雇用の場合

※ 重点支援対象者、有期雇用労働者に該当しない場合は、受給額が変わります

- 一定期間に、会社都合の退職がないこと
- 労働保険（労災・雇用）に加入していること
- 正社員として雇用することを約束して雇い入れたものでないこと
- 転換日前3年以内に、請負・委任の関係にないこと
- 新規学卒者の方は、雇い入れ1年以内でないこと
- 事業主（取締役）の3親等以内の親族でないこと



お問い合わせ
お待ちしております
おります

お問い合わせはこちらまで →
「キャリアアップ助成金のチラシを見た」
とお伝えください

社会保険労務士法人エスペランサ

0564-73-0787

キャリアアップ助成金のご案内(令和8年4月1日)

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」といいます。）といった、**非正規雇用労働者**の企業内でのキャリアアップを促進するため、**正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成する制度**です。

助成内容		中小企業の助成額		大企業の助成額			
		重点支援対象者★	左記以外	重点支援対象者★	左記以外		
正社員化支援	正社員化コース 有期雇用労働者等を 正社員化(※) した場合（1人当たり） ※ 正規雇用労働者等へ転換または派遣労働者を正規雇用労働者等として直接雇用すること。 正規雇用労働者には「多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）」を含みます。 ※ 新規学卒者で雇入れ日から起算して雇用期間が1年未満の者については支給対象外となります。						
		① 有期 → 正規	80万円	40万円	60万円	30万円	
		② 無期 → 正規	40万円	20万円	30万円	15万円	
		★ 以下a～cのいずれかに該当する者 a.雇入れから3年以上の有期雇用労働者 b.雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者 ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以上 ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されている c.派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者 ※ 正社員転換等制度を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算 1事業所当たり20万円（大企業の場合、15万円） ※ 多様な正社員制度(注)を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算（注：勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上） 1事業所当たり40万円（大企業の場合、30万円）					
	障害者正社員化コース 障害のある有期雇用労働者等を 正規雇用労働者等に転換 した場合（1人当たり） ※正規雇用労働者には「多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）」を含みます。	① 重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者の場合					
		有期 → 正規	120万円		90万円		
		有期 → 無期	60万円		45万円		
		無期 → 正規	60万円		45万円		
		② 重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者以外の場合					
		有期 → 正規	90万円		67.5万円		
有期 → 無期		45万円		33万円			
	無期 → 正規	45万円		33万円			
	※ 助成額が支給対象期間における対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給します。						
処遇改善支援	賃金規定等改定コース 有期雇用労働者等の基本給の 賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合 （1人当たり）	3%以上4%未満	4万円		2.6万円		
		4%以上5%未満	5万円		3.3万円		
		5%以上6%未満	6.5万円		4.3万円		
		6%以上	7万円		4.6万円		
		※ 「職務評価」の手法の活用により増額改定を実施した場合に加算 1事業所当たり20万円（大企業の場合、15万円） ※ 有期雇用労働者等の昇給制度を新たに設けた場合に加算 1事業所当たり20万円（大企業の場合、15万円）					
	賃金規定等共通化コース 有期雇用労働者等と 正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用 した場合	1事業所当たり	60万円		45万円		
		賞与・退職金制度導入コース 有期雇用労働者等を対象に 賞与・退職金制度を導入し、支給または積立を実施 した場合	1事業所当たり	40万円		30万円	
	※ 同時に導入した場合に加算 16.8万円（大企業の場合、12.6万円）						
	短時間労働者労働時間延長支援コース （1年目の取組） 短時間労働者に右の①～④のいずれかの取組を行った場合（1人当たり） （2年目の取組） 1年目の取組後、短時間労働者に右の①②のいずれかの取組を行った場合（1人当たり）	1年目	労働時間の延長	賃金の増加	小規模企業	中小企業	大企業
			①5時間以上	—	50万円	40万円	30万円
②4時間以上5時間未満			5%以上				
③3時間以上4時間未満			10%以上				
④2時間以上3時間未満		15%以上					
2年目		①労働時間をさらに2時間以上延長	—	25万円	20万円	15万円	
	—	②基本給をさらに5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用					